

事業実施計画

(新規事業は※印)

第1 地域福祉の推進及び福祉文化の形成

実施事業	事業概要	期待される効果(目標)
1 THANKS (サンクス) 運動の展開		
(1) THANKS (サンクス) 運動の推進		
① 運動の推進体制の強化		
ア. 運動の推進体制の強化	<p>THANKS (サンクス) 運動推進会議及び幹事会を開催し、各推進団体との連携のもと第Ⅱ期運動方針に基づき、さらなる運動推進体制の強化を図る。</p> <p>各推進団体の参画を得ながらテーマ別部会を開催し、ヤングケアラー支援のあり方等を協議する。</p> <p>課題解決に向け県及び市町村に対する制度・施策の充実強化に向けたソーシャルアクションを展開する。</p>	<p>テーマ別部会に推進団体が参画することで、各推進団体の運動への主体的な取り組みが図られ、運動の広がりが期待できる。</p> <p>制度の狭間におかれた地域生活課題(ヤングケアラー支援)に対し、推進団体や関係機関・団体等と連携した取り組みについて検討を進めることで、運動の推進体制の強化が図られる。</p> <p>地域生活課題に対応したソーシャルアクションを展開することで、制度・施策の充実強化が期待できる。</p>
イ. 協賛団体等の加入促進	<p>「企業の地域貢献活動調査」を実施し、県内企業の地域貢献活動の実態を把握するとともに、協賛団体等への加入促進につなげる。</p> <p>「企業の地域貢献活動推進セミナー」を開催し、地域生活課題の解決に向けた取り組みを社協と企業等が連携して推進するとともに、THANKS (サンクス) 運動協賛団体への加入促進を図る。</p> <p>県内の経済団体への本運動の周知やホームページでの広報やチラシの配布等を通じ「THANKS (サンクス) 運動基金」への理解と協力を求める。</p>	<p>協賛団体等への加入や基金への寄附協力を通じ、多くの企業・団体や県民の参画を得た県民運動としての広がりが期待できる。</p>
② 県民への広報・啓発活動の推進		
ア. 県民への広報・啓発活動の強化	<p>県民福祉講演会を開催するほか、沖縄県社会福祉大会や各種研修会等でTHANKS (サンクス) 運動の周知を図る。</p> <p>また、本会ホームページや広報誌等において各地域での先駆的な取り組み等の情報発信を行う。</p> <p>また、運動のパンフレットを改訂し、本会主催会議・研修会での配布や運動の成果等の説明を行うことで、県民に対し運動への理解と参加促進を図る。</p>	<p>運動に関する多様な取り組み内容等を広報することで、県民運動の機運醸成と参加促進が期待できる。</p>

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
③ 全市町村への運動の普及促進		
ア. 全市町村への運動の普及・啓発	<p>市町村社協職員等を対象とした「THANKS（サンクス）運動推進セミナー」を開催し、社協と関係機関等と連携した見守り・支える体制づくりを構築するとともに、全市町村への運動の普及啓発を図る。</p> <p>社会的孤立対策モデル事業や、小規模法人ネットワーク化事業（ちゅいしいじい事業）のこれまでの成果等を各種会議、研修会等で普及啓発を図り、THANKS（サンクス）運動の取り組みの促進を図る。</p> <p>市町村社協を巡回訪問し、THANKS（サンクス）運動に関する県内の先進的な取り組み事例等の情報提供・助言を行うことで市町村段階での運動の普及・促進を図る。</p> <p>また、本会主催の会議や地区社連主催の連絡会等での呼びかけや文書等で、市町村社協事業計画への本運動の位置づけを働きかける。</p>	<p>各種事業・研修・訪問支援において運動の普及促進を行うことで、市町村の特性に応じた、社会的孤立の解消・防止に向けた相談支援体制の構築が図られる。</p>
イ. 地区圏域における運動推進の支援	<p>各地区社連に対しての「THANKS（サンクス）運動推進助成事業」や各地区社連主催の会議にて先駆的な取り組み等の情報提供・助言を行い、市町村単位で解決できない課題への対応や、地区圏域内の取り組みの推進を図る。</p>	<p>各地区圏域内の社会的孤立の解消・防止に向けた取り組みの強化が図られる。</p>
ウ. コミュニティソーシャルワークを担う人材の育成	<p>地域の担い手及び担い手を養成する指導者の育成に向けて、各種研修等を開催する。</p> <p>【コミュニティソーシャルワーカー等の養成研修の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーク研究会 ・包括的な支援体制づくり推進セミナー ・コミュニティソーシャルワーク研修 ・THANKS（サンクス）運動推進セミナー <p>【その他運動の推進を担う人材の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア学習・福祉教育セミナー ・沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会研修会 ・在宅福祉サービス研修会 ・生活困窮者自立支援事業相談員等連絡会 ・生活困窮者自立支援研究協議会 	<p>住民の生活課題解決を図る地域の担い手を養成する指導者の資質向上が図られる。</p>

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
（２）市町村社協の活動強化に向けた支援		
① コミュニティソーシャルワークの推進		
ア. コミュニティソーシャルワーク実践の推進	<p>「コミュニティソーシャルワーク研究会」を開催し、包括的な支援体制づくりに向けたコミュニティソーシャルワーク実践等について検討を行い、同実践の推進を図る。</p> <p>県と連携した「重層的支援体制構築に向けた後方支援事業（ゆいまーる事業）」等の実施により、各種会議・研修、市町村への訪問支援等を展開し、重層的支援体制整備事業における包括的な相談支援体制づくりの支援に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーク研究会 ・コミュニティソーシャルワーク研修 ・包括的な支援体制づくり検討会 ・包括的な支援体制づくり推進セミナー ・市町村社協・行政への訪問支援及び庁内研修会等への職員派遣 ・コミュニティソーシャルワーカーの配置状況等の把握 	<p>「コミュニティソーシャルワーク研究会」において包括的な支援体制づくりに向けたコミュニティソーシャルワークの実践方法等を検討し、社協のコミュニティソーシャルワーク機能の強化につなげることができる。</p> <p>「包括的な支援体制づくり推進セミナー」等の研修や市町村社協への巡回訪問を通して、コミュニティソーシャルワーク実践の普及促進に繋げることができる。</p> <p>市町村社協や行政等を対象にした「包括的な支援体制づくり検討会」の開催や市町村への訪問支援等を通して、重層的支援体制整備事業等の活用促進や包括的な支援体制づくりの推進につなげることができる。</p>
② 住民が主体的に課題を把握し解決を試みる体制づくり（小地域福祉活動等）の推進		
ア. 小地域福祉活動の推進	<p>「市町村社協実態調査」を実施し、市町村社協への助言・情報提供等を通じて、「支え合い委員会」の設置促進に取り組む。</p> <p>また、本会主催の会議・研修や地区社連への「THANKS（サンクス）運動推進助成事業」を通して、先進事例の情報提供や助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーク研究会（再掲） ・包括的な支援体制づくり推進セミナー（再掲） ・市町村社協への訪問支援 ・地区社連会議等への職員派遣 <p>「こどもの居場所ネットワーク事業」（県受託事業）を実施し、市町村・地区圏域での連絡会や勉強会を開催し、助言・情報提供等を行い、活動を支援する。</p>	<p>市町村社協の実態調査や各種会議・研修や巡回訪問にて、実践事例等を市町村社協へ提供することで、住民主体の支えい活動の推進につなげることができる。</p> <p>市町村域の子どもの居場所ネットワークの構築や勉強会開催等を通して、地域でこどもの居場所を支える体制づくりが図られる。</p>
③ 地域福祉活動計画策定（見直し）の推進		
ア. 地域福祉活動計画策定・評価・見直しへの支援	<p>県と連携し、市町村行政・社協を対象に「市町村地域福祉（活動）計画推進研究協議会」を開催し、地域福祉計画策定ガイドラインを踏まえた計画内容の充実及び進行管理・評価に向けた助言・情報提供に努める。</p> <p>また、計画未策定の小規模町村の行政・社協への巡回訪問を通し、行政と社協の協働による地域福祉（活動）計画策定の意義及び手法・方法の周知を行い、計画策定を促進する。</p> <p>さらに、本会職員による市町村計画の策定委員会への参画を含め、地域福祉（活動）計画の策定・改定の促進を図る。</p>	<p>研究協議会の開催や訪問支援等を行うことにより、計画策定の意義と策定ノウハウの共有化が図られ、計画の策定促進並びに計画内容の充実強化につなげることができる。</p>

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
④ 市町村社協の経営基盤強化に向けた支援		
ア. 市町村社協からの相談対応や巡回訪問等による支援の実施	市町村社協の経営相談事業として、法人経営や財務会計、労務管理等の課題に対して、専門家等を活用した個別支援の強化を図る。 地区社連の会議等への職員派遣や市町村社協への巡回訪問を行い、社協の経営課題等に対し必要な助言・情報提供を行う。	個別相談による助言や情報提供を通じて、社協が抱える経営課題の円滑な解決と法人経営の基盤強化が図られる。
イ. 市町村社協の経営基盤強化に向けた会議等の実施	「市町村社協会長・事務局長研究協議会」「市町村社協常務理事・事務局長会議」を開催し、市町村社協を取り巻く諸課題等についての情報提供及び研究協議を行い、市町村社協の基盤強化に努める。 地区社連局長部会等へ職員を派遣し、「市町村社協財政見込み等アンケート」結果や、「市町村社協経営等検討会報告書」を活用した情報提供を通して、各社協の経営基盤強化に向けた取り組み推進に努める。	各種会議や訪問支援等を通し、市町村社協を取り巻く諸課題への対応や、社協の法人ミッションの意識共有、経営基盤の強化と地域福祉活動の推進につなげることができる。
ウ. 市町村社協の現況等の発行	市町村社協の「実態調査」や「財政見込み等アンケート」等を実施し、「市町村社協の現況」を取りまとめるとともに、市町村社協の経営及び実施事業状況等の把握と情報提供を図る。	市町村社協の実施事業や法人運営の実態を把握・整理することにより、各社協の事業運営等の参考資料として活用することができる。 また、本会が市町村社協への支援の基礎資料として活用することができる。
エ. 市町村社協職員の資質向上に向けた支援	市町村社協職員等を対象にした各種研修会を開催し、市町村域でTHANKS（サンクス）運動推進の中核を担う市町村社協職員の資質向上を図る。 ・THANKS（サンクス）運動推進セミナー（再掲） ・包括的な支援体制づくり推進セミナー（再掲） ・地域福祉（活動）計画研究協議会（再掲） ・市町村社協ボランティア担当者研修会（再掲） ・在宅福祉サービス研修会（再掲）	各種研修会を通じて市町村社協職員の資質向上が図られるとともに、事業推進につなげることができる。
※ オ. 「新・社会福祉協議会基本要項」の改訂に向けた対応	全社協・地域福祉推進委員会で検討が進められている「新・社会福祉協議会基本要項」の改訂案について、県内の社協役員と協議し意見を提出するなど、改訂作業に参画する。	「新・社会福祉協議会基本要項」の改訂にあたり、県内の社協関係者の意見を反映させることで、これからの社協活動や経営のあり方について共通認識を図ることができる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
(3) ボランティア・NPO活動の推進及びボランティアコーディネーター機能の強化		
① 市町村社協ボランティアセンターの実態把握と運営支援		
ア. ボランティアセンターの運営及び機能強化に向けた支援	<p>「市町村社協ボランティアセンター設置促進連絡会」（仮称）を開催し、センターの設置に向けた具体的取り組み内容を周知することで、センターの設置促進を図る。</p> <p>市町村社協への訪問支援による個別相談・情報提供を通じてボランティアセンターの設置促進及び機能強化を図る。</p> <p>市町村社協ボランティア担当職員を対象とした研修会を開催し、ボランティアコーディネーターの専門性向上を図る。</p> <p>「市町村社協ボランティアセンター関係調査」を通して、市町村社協ボランティアセンターの運営体制や機能を把握する。</p> <p>「サンクス運動推進セミナー」等の開催や地区社連ボランティア部会への職員派遣による情報提供を通じ、ボランティア担当者の資質向上を図る。</p>	<p>市町村社協ボランティアセンターの設置促進及び機能強化が図られる。</p> <p>ボランティア担当者の資質向上が図られることで、ボランティア活動が推進される。</p>
② ボランティア・NPO活動への推進支援		
ア. ボランティア・NPOとの連携・協働の推進と情報発信	<p>「ボランティア・NPO把握調査」を実施し、ホームページ等での周知を通して、県民のボランティア活動への参加促進を図る。</p> <p>ホームページやSNS等において、活動情報、イベント告知や助成金等の情報発信を行う。</p> <p>ボランティア・NPO活動に関しての相談支援、情報提供、ボランティア保険の加入手続きを行い、ボランティア・NPOとの連携・協働の推進を図る。</p> <p>会議スペース等の貸し出しを通じて、県域での拠点機能を活かしたボランティア・NPOへの支援を行う。</p> <p>「おきなわ市民活動支援会議」へ参画し、県内の中間支援組織間での情報交換や協議を通して、連携・協働した市民活動支援を行う。</p>	<p>県民に対する県内のボランティア・NPO活動への参加促進が図られるとともに、活動の活性化を図ることができる。</p>
イ. 県ボランティア・市民活動支援センターの機能強化	<p>県ボランティア・市民活動支援センター運営委員会において、「企業の地域貢献活動調査」（仮称）の結果をもとに、社協と企業等との連携による地域生活課題の解決に向けた推進方を協議し、県域での取り組みを推進する。</p>	<p>県センターの事業運営に関する意見等を踏まえて、効果的な事業推進に繋げることができる。</p>
③ 社協と企業等の社会貢献活動との連携・協働の推進		
ア. 社協と企業等の社会貢献活動の連携強化及び普及促進	<p>THANKS(サンクス)運動と連携して「企業の地域貢献活動調査」（仮称）を実施し、県内の現状や好事例について本会広報誌や「企業の地域貢献セミナー」にて紹介し、企業との連携強化と普及促進を図ることができる。</p>	<p>企業等における地域貢献活動の実態を把握し、連携強化を普及促進することで、地域生活課題の解決の一助とすることができる。</p>
④ ボランティアコーディネーターの支援及び育成		
ア. ボランティアコーディネーターへの支援	<p>市町村社協をはじめ、福祉施設・病院などの各機関・団体に所属するボランティアコーディネーターを対象とした研修会を開催し、ボランティアコーディネーターの資質向上と育成を図る。</p>	<p>ボランティアコーディネーターの資質向上が図られ、ボランティアの受入体制の強化や、ボランティア活動の推進が期待できる。</p>

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
（４）福祉教育・ボランティア学習の推進		
① 地域・学校における福祉教育・ボランティア学習の推進と支援		
<p>ア. 関係機関・団体との連携・協働によるボランティア学習・福祉教育への支援</p>	<p>県内福祉関係者等を「全国福祉教育推進員研修」へ派遣し、市町村社協に配置する推進員を養成するとともに、研修受講後に「福祉教育推進員連絡会」を開催し、各市町村の実践ノウハウの共有を図る。</p> <p>「福祉教育の手引書検討会」において、地域の関係者が協同して進める福祉教育プログラム等の手引書作成に向けて検討・協議する。</p> <p>市町村社協や学校、地域の福祉教育関係者等を対象とした「福祉教育推進セミナー」を開催し、地域の関係機関・団体との協同実践による福祉教育の推進を図る。</p> <p>地区社連会議での情報提供やホームページにおいて協同実践の好事例の紹介等を通して、市町村段階における福祉教育の充実強化につなげる。</p>	<p>市町村社協等への福祉教育プログラムの普及を通して、県域における福祉教育の推進が図られる。</p> <p>また、セミナーの開催等を通じて、市町村社協と地域の福祉教育関係者等との協同実践による取り組みの普及促進等が期待できる。</p>

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
（５）社会福祉法人等による地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進		
① 地域ニーズに対応した柔軟かつ効果的な公益的な取り組みの推進		
ア．地域における公益的な取り組みの促進・強化	<p>小規模法人ネットワーク化事業（ちゅいしいじい事業）モデル社協のこれまでの成果等を各種会議、研修会等で普及啓発を図る。</p> <p>種別協各種会議・研修会等において、「県内社会福祉法人の地域における公益的な取組指針」の周知を図るとともに、「広報用のぼり」を配布を行い、施設における相談窓口の設置促進に努める。</p> <p>県内社会福祉施設の公益的な取組状況調査を実施して取組状況の傾向や課題を整理する。また、種別協代表者会議等で調査結果の共有しつつ、各法人・施設の取り組み及び法人間連携の推進を図る。</p> <p>県内社会福祉法人や市町村社協に対し、財務諸表等電子開示システムの届出における「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載の徹底について、各種会議や文書等により呼びかけを行い、各法人における公益的な取り組みを促進する。</p>	<p>モデル社協の成果の普及をを通じ、地域における公益的な取り組みの推進が図られる。</p> <p>指針に掲げる「相談窓口」の設置促進を図ることで、各法人・施設での相談対応強化と各法人・施設の専門性を活かした相談支援体制の強化につながる、</p> <p>種別協代表者会議等において、調査結果を共有することで、既存の取り組みの充実強化や未実施施設への取り組み促進につなげることができる。</p> <p>公益的な取組の現況報告書への記載呼びかけを徹底することで、県内社会福祉施設による取り組みの見える化・底上げを図ることができる。</p>
② 市町村域における社会福祉法人等連絡会の設置促進と活動支援		
ア．社協と社会福祉法人等との連絡会（法人間連携プラットフォーム）の組織化支援	<p>小規模法人ネットワーク化事業（ちゅいしいじい事業）モデル社協の成果等を各種研修会等で周知し、市町村段階の連絡会の組織化を促進する。</p> <p>市町村域における社会福祉法人等連絡会の設置促進・活性化に向けて、市町村社協等が主催する連絡会や法人・施設へ職員を派遣し助言・情報提供を行い、法人間連携による地域の生活福祉課題の解決に向けた取り組みを推進する。</p>	<p>「小規模法人ネットワーク化事業」の成果や全国経営協の取組方針等を活用し市町村社協等への訪問支援を実施することで、市町村段階の連絡会の組織化と法人間連携による取り組み促進が図られる。</p> <p>市町村社協と各社会福祉法人等との協働実践の普及を図ることを通して、地域の様々な福祉・生活課題に対応することができる。</p>

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
2 民生委員・児童委員活動の強化・支援		
(1) 民生委員・児童委員活動の強化・支援		
① 県民児協の運営基盤強化と広報・啓発活動の支援		
ア. 県民児協の安定的な組織運営の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民児協の組織運営支援を通じて、県民児協が策定した「県版 地域活動強化方策」の取り組みを支援する。また、県民児協と連携し、定例会で好事例を紹介するとともに、中堅研修等でグループ討議を行うなど、市町村民児協並びに単位民児協が策定した「地域版 活動強化方策」の点検・更新が進むよう支援する。 ・ 県民児協と連携し、各種会議等を通じて、各市町村民児協並びに民生委員・児童委員が THANKS（サンクス）運動に参画するよう呼びかけ、運動の更なる推進を図る。 ・ 県民児協と連携し、市町村民児協担当者会議等を開催し、市町村民児協の運営支援、民生委員・児童委員の活動支援を図る。 ・ 民生委員・児童委員を会員とし、互助事業と共励事業を実施し、民生委員の相互扶助と資質の向上を図る。 （互助事業の実施）会員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給 （共励事業の実施）必要な資料の作成配布、調査・研究、研修の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域版 活動強化方策」の実現に向けた支援を行うことで、民生委員・児童委員活動の活性化や民児協機能の更なる強化、地域課題の解決を図ることができる。 ・ 民生委員・児童委員が THANKS（サンクス）運動を推進することにより、社会的孤立の防止・解消等が図られ、民生委員・児童委員の負担軽減にもつながる。 ・ 市町村民児協担当者の更なる資質向上及び民生委員・児童委員活動の活性化につながる。 ・ 互助共励事業を実施し、民生委員の相互扶助と資質の向上を図ることができる。
イ. 民生委員・児童委員のなりて確保に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県並びに各市町村行政に対する各民生委員・児童委員のなりて確保や行政からの迅速・適切な情報提供等、各種要望活動を支援し、民生委員・児童委員の負担軽減や活動しやすい環境整備を図る。 ・ 県民児協と連携し、各市町村民児協による「民生委員・児童委員協力員制度」及び「子ども民生員制度」の導入を支援し、地域福祉の活性化や民生委員・児童委員制度の理解促進、新たななりて確保等につなげる。 ・ その他、民生委員・児童委員の過重負担の軽減策や支える仕組みづくりについて、各市町村民児協事務局担当者会議等において研究協議を行うとともに、導入に向けた支援を行う。 ・ かりゆし長寿大学校の講義や同窓会総会、本会の各種会議、研修会等において民生委員・児童委員の役割等について周知し、民生委員・児童委員のなりて確保を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種要請活動の支援等を通じて、民生委員・児童委員の負担軽減や活動しやすい環境整備につなげることができる。 ・ 各市町村民児協に対し「民生委員・児童委員協力員制度」及び「子ども民生員制度」等の導入を支援することで、民生委員・児童委員制度の理解促進や新たななりて確保等を図ることができる。
ウ. 広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会のホームページや広報誌及びマスメディア等を活用し、地域住民の「身近な相談相手」、行政や関係機関への「つなぎ役」として民生委員・児童委員の役割を掲載するなど県民等へ広く啓発活動を行い、理解促進を図る。 ・ 県民児協と連携して民生委員・児童委員広報研修会を開催し、各市町村民児協の広報活動の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般県民へ民生委員・児童委員の活動内容や現状が周知されることで、住民からの協力が得られることが期待されるとともに、なりて確保につながる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
② 資質向上のための各種研修会等の開催		
ア. 会長研修会、階層別研修会、主任児童委員研修会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員の役職や経験年数等の階層に応じた研修を企画実施し、委員の資質向上を図る。 ・ 民生委員児童委員協議会 会長研修（年2回） ・ 新任民生委員・児童委員研修（地区別）、 ・ 中堅民生委員・児童委員研修（地区別）、 ・ 主任児童委員研修（年2回） ・ 民生委員・児童委員広報研修会（年1回） ・ 県民児協との連携のもと、市町村民児協等が開催する各種研修会へ職員を派遣し、民生委員・児童委員の資質向上を図る（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修会等を開催することにより、民生委員・児童委員の資質の向上と活動の活性化につながる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
3 災害時における危機管理体制の強化		
(1) 災害時における支援体制の整備と強化		
① 市町村社協における災害に備えた危機管理体制の強化		
ア. 市町村社協災害対応マニュアル策定の推進	災害対応マニュアルの未策定社協等へ専門アドバイザーや本会職員を派遣し、災害対応マニュアル策定に向けた情報提供・助言を行い、同マニュアルの策定促進を図る。	災害対応マニュアルの策定促進と社協における災害対応力の強化につながる。
イ. 市町村社協における災害ボランティアセンター応援担当職員の配置と養成	「県内社協災害時相互応援協定」に基づき配置された災害ボランティアセンター応援担当職員や地域の関係者等を対象とした「災害ボランティアセンター運営者等研修会」を開催し、協働型災害VCの運営とその支援に関する知識等を習得させ、スキルアップを図る。	災害ボランティアセンターの運営支援における人材養成が図られるとともに、応援担当職員としての資質向上と地域の関係者等との協働による災害ボランティアセンターの設置・運営ができる。
ウ. 県内社協間災害時相互応援協定に基づく連絡会の開催	「県内社協災害時相互応援協定」に基づく「市町村社協事務局長等連絡会」を開催し、各社協における平時からの取り組み状況調査をもとに課題の共有を図るとともに、相互の支援体制について検討を行う。	平時からの取り組み内容の共有及び災害時における社協間の連携・協働のあり方等を議論することにより、社協における災害時対応の強化が図られる。
エ. 災害ボランティアセンター設置運営等への支援	「災害ボランティアセンター運営者等研修会」の開催や本会市町村指導員による市町村社協への訪問支援等を通して、センター職員や運営者の資質向上並びに災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営につなげる。 また、市町村社協が主催する実地訓練や研修等の取り組みへの助言等を行い、市町村社協の災害時の支援体制の強化を図る。	平時から市町村社協災害ボランティアセンター設置・運営に係る支援を行うことにより、市町村段階の災害対応力の向上が図られる。
② 災害時に備えた関係機関・団体との連携・協働の推進		
ア. 災害時における災害ボランティアセンター運営に関する関係機関との連携・協働の推進	様々な支援団体の参画のもと「災害時における災害ボランティアセンター運営に関する関係機関連絡会」を開催し、災害時に備えた県・市町村圏域におけるネットワークの強化を図る。 市町村社協巡回訪問による個別の情報提供・助言や市町村行政に対する要請活動を実施し、市町村社協と市町村、関係機関との災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定締結の促進を図る。 「沖縄県地域防災計画」に位置付けられている「県災害ボランティアセンター」の設置・運営に関して、県と本会との協定締結に向けた協議を行う。	平時から各関係機関の機能や役割を共有するとともに、県・市町村圏域におけるネットワーク構築により支援体制の充実・強化が期待できる。 市町村段階の協定締結を促進することで、各市町村での災害ボランティアセンターによる被災者支援の強化が図られる。 県と本会とが協定を締結することで、災害時において迅速な災害ボランティアセンターの設置・運営につなげることができる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
③ 避難所等への福祉支援体制の拡充		
ア. 災害時福祉支援体制整備の推進	<p>大規模災害に備え、種別協議会や職能団体との連携のもと災害派遣福祉チーム（DWAT）の登録者の拡大や資質向上に向けた研修を行う。</p> <p>また、社会福祉施設を対象に災害時事業継続計画（BCP）策定・運用に関する研修会を開催し、各福祉施設が災害時においても安定的にサービス提供が継続できるよう支援を行う。</p> <p>併せて、沖縄県も参画した「県内社会福祉施設における災害時相互応援協定」の締結に向けて、沖縄県や種別協議会とも課題に対する協議を進め、災害時における施設間相互応援の仕組みの構築、福祉サービスの提供体制の確保に努める。</p>	<p>DWATチーム員への養成研修等の実施により、災害時の避難所等における要配慮者に対する支援体制の強化が図られる。</p> <p>福祉施設における災害時事業継続計画（BCP）策定・運用に関する研修会等を実施することで、県内福祉施設の事業継続に向けた体制の強化を図ることができる。</p> <p>併せて、県内施設間の災害時相互応援協定の締結を進めることで、災害時における施設の事業継続、福祉サービス提供体制につなげることができる。</p>
④ 本会における災害に備えた危機管理体制の強化		
ア. 災害時に備えた支援体制の強化	<p>災害発生に備え、本会に災害担当職員を配置し、災害対策及び支援体制の強化を図る。</p> <p>また、災害発生時に本会事業の継続及び中止の判断を円滑に行うため、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時から行う活動や事業継続の判断基準などを取り決めるとともに、訓練等を行い、定期的な検証を行う。</p>	<p>平時から職員の災害対応への意識を高めるとともに、災害支援活動に必要な知識及び技術の習得につなげることができる。</p> <p>また、災害発生時に迅速かつ効果的な支援体制の構築が図られる。</p> <p>さらに、災害時の事業の継続・早期復旧の方法や手順などを平常時から取り決め、検証を行うことで、災害発生時に迅速かつ適切な対応が期待できる。</p>
（２）災害時における支援活動の実施		
① 被災者及び被災地に対する支援		
ア. 災害発生時における被災者及び被災地支援活動	<p>沖縄気象台から県内防災機関や報道機関へ通知される気象予報メールの情報を活用し、迅速に初動体制を整える。</p> <p>災害発生時、「沖縄県地域防災計画」、「県内社協災害時相互応援協定」、「県社協災害救援マニュアル」等に基づき、被災者及び被災地社協等に対し支援活動を行う。</p> <p>県外での災害については、全社協からの要請や「九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定」に基づき、必要な支援を行う。</p>	<p>被災者及び被災地社協等に対し、災害ボランティアセンターの立ち上げ支援や助成金、貸付金等を活用し、迅速かつ的確な支援活動につなげることができる。</p>